

交 運 乙 達 第 4 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

関 係 所 属 長 殿

交 通 部 長

福井県警察運転免許事務員の設置及び運用要綱の制定について

福井県警察の会計年度任用職員に関する訓令（令和2年福井県警察本部訓令第17号）の制定に伴い、別添のとおり「福井県警察運転免許事務員の設置及び運用要綱」を制定し、令和2年4月1日から運用することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

福井県警察運転免許事務員の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、運転免許事務員の配置及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 身分

運転免許事務員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

第3 勤務場所

福井県警察本部交通部運転免許課春江本室又は各分室並びに日曜更新実施場所とする。ただし、運転免許課長（以下「課長」という。）が必要と認めるときは、勤務場所を変更できるものとする。

第3 職務

運転免許事務員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 質問票の作成、ICカード免許証の暗証番号作成、免許更新業務等の案内に関すること。
- 2 運転免許証の作成、再交付、記載事項変更、運転経歴証明書及び国外免許事務に関する補助業務に関すること。
- 3 試験関係の補助業務に関すること。
- 4 試験及び免許関係書類の整理等に関すること。
- 5 課長が必要と認める業務に関すること。

第4 勤務時間等

- 1 勤務日は、原則として月曜日から金曜日まで及び日曜更新日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日を除く。
- 2 勤務時間及び勤務日数は、原則として1日当たり5時間、1か月当たり20日間以内とする。
- 3 課長は、必要があると認めるときは、勤務時間を変更して勤務させることができるものとする。
- 4 課長は、原則として毎月25日までに翌月の運転免許事務員勤務計画表（別記様式）を作成し、運転免許事務員に勤務日及び勤務時間を示すものとする。

第5 その他

本要綱に定めのない事項については、課長が別に定めるものとする。

別記様式省略